

岩手県知事

達 増 拓 也 様

要 望 書

令和8年7月7日

花 巻 市 長 小 原 勝

花巻市議会議長 藤 原 伸

要 望 項 目

[重点項目]

- | | | | |
|---|--------------------|-------------------|-----|
| 1 | 化製場の悪臭問題に関する対応について | 【環境生活部、
農林水産部】 | -1- |
|---|--------------------|-------------------|-----|

[重点項目]

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---------|-----|
| 2 | 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正
処理の推進について | 【環境生活部】 | -5- |
|---|-----------------------------------|---------|-----|

[重点項目]

- | | | | |
|---|-----------------|--|-----|
| 3 | 有害鳥獣被害対策の強化について | 【環境生活部、
農林水産部、
県土整備部、
教育委員会事務局】 | -7- |
|---|-----------------|--|-----|

[重点項目]

- | | | | |
|----|--|-----------|------|
| 4 | 農林業・農村政策の対応について | 【農林水産部】 | -10- |
| 5 | 周産期医療の確保について | 【保健福祉部】 | -16- |
| 6 | 【共同要望】県南地域における周産期医療体
制の維持に対する支援について | 【保健福祉部】 | -18- |
| 7 | 産業用地等の整備における農用地区域からの
除外に係る要件緩和について | 【農林水産部】 | -20- |
| 8 | 花巻第二工業団地内未分譲用地の地質調査の
実施について | 【商工労働観光部】 | -22- |
| 9 | 「いわて花巻空港」の利用促進に係る国内路
線網の拡充と国際定期便の就航促進について | 【ふるさと振興部】 | -24- |
| 10 | J R釜石線の存続に対する取組について | 【ふるさと振興部】 | -26- |
| 11 | 広域的な公共交通の維持対策について | 【ふるさと振興部】 | -28- |
| 12 | 予約乗合交通に係る支援について | 【ふるさと振興部】 | -29- |

13	「国道4号北上花巻道路」の早期完成について	【県土整備部】	-30-
14	都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所の交通規制について	【岩手県警察本部】	-31-
15	主要地方道の整備について	【県土整備部】	-32-
16	一般県道の整備促進について	【県土整備部】	-34-
17	自転車専用道路の整備促進について	【県土整備部】	-36-
18	北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について	【県土整備部】	-37-
19	県管理河川の改修整備促進について	【県土整備部】	-39-
20	65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について	【保健福祉部】	-41-
21	地域生活支援拠点等の持続的な運営のための財政支援について	【保健福祉部】	-42-
22	国民健康保険に対する財政支援について	【保健福祉部】	-44-
23	日本語指導担当教員の配置について	【教育委員会事務局】	-45-
24	部活動指導体制の環境整備について	【教育委員会事務局】	-46-
25	県立高等学校の再編について	【教育委員会事務局】	-47-
26	併設型中高一貫教育校の新設について	【教育委員会事務局】	-49-

27	学校給食費の完全無償化について	【教育委員会事務局】	-51-
			ページ
28	不妊治療の現状及び県内企業等への啓発等に関する施策検討について	【保健福祉部】	-52-
29	子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について	【保健福祉部】	-53-
30	保育士の処遇改善について	【保健福祉部】	-54-
31	県立中部病院への障がい児・者の歯科治療を行う機能の整備について	【保健福祉部】	-55-
32	【共同要望】岩手中部地域医療情報ネットワーク事業の支援について	【保健福祉部】	-56-
33	自然・地域との共生に向けた再生可能エネルギー事業の適正な立地誘導について	【環境生活部】	-57-
34	過疎対策の積極的な推進について	【ふるさと振興部】	-59-
35	物価高騰対策の充実について	【ふるさと振興部】	-60-
36	矢沢地区義務教育学校の整備について	【教育委員会事務局】	-61-
37	【共同要望】市道の県道昇格について	【県土整備部】	-63-
38	テレビ難視聴対策の実施について	【ふるさと振興部】	-65-

重点項目

1 化製場の悪臭問題に関する対応について

【環境生活部・農林水産部】

花巻市内に所在する化製場は、畜産・食肉産業の生産過程において必ず生じると畜残さ等の畜産副産物を処理し飼料や肥料等の原料を生産する重要な施設として、国や岩手県が目指す「持続可能な循環型畜産業」の実現のために不可欠な畜産サイクルを支える静脈インフラであり、本県の畜産振興にとって欠くことのできない役割を果たしています。一方で、花巻市民は、当該化製場に起因する悪臭によって50年以上にわたり生活環境上の深刻な影響を受けており、県民の生活環境保全と畜産振興の両立を図るためには、悪臭問題の早急かつ確実な解決が不可欠であります。

これまで、施設の老朽化等のため、県が定める化製場等に関する法律施行条例（以下「県化製場条例」という。）の構造設備基準等に適合していない箇所が多数確認されておりますが、立入検査の都度、新たな不適合箇所が判明しているほか、生産者等から排出される原料の搬入が止められないとの理由から、施設改善に着手できない状況にあるなど、指導は行われているものの、改善は限定的となっております。

このような状況に加えて、他の都道府県が条例において、構造設備（ハード）や維持管理（ソフト）両面から臭気対策に関する規定を設け、改善命令等の権限を実効性をもって行使している中で、県の指導の根拠となる県化製場条例には、臭気対策について明確な規定が設けられていないため、その権限を十分に発揮できない状況にあります。

また、悪臭問題の抜本的な対策として、化製場の移転新築や構造設備の大規模な改修、維持管理の改善等を実施するためには、相応の財源が必要となりますことから、事業者任せでは改善の滞りや遅れが生じる可能性が高いものであります。他方、これまで県が主導して実施してきた株式会社いわちく肉処理加工施設の整備や県南家畜保冷保管施設の設置の実例を見ますと、県をはじめ、関係市町村、関係団体が費用を負担し合うことにより、実効性のある対応が可能であることが明らかとなっております。

当該化製場が、食肉産業とともに岩手県の畜産振興の一翼を担う不可欠な施設であることに鑑みますと、岩手県における過去の実例と同様に対応いただくことが、悪臭問題の解決にとって極めて重要であると考えております。

よって、当該化製場の悪臭問題について県がその権限と責任を確実に行使するとともに、県、市及び関係団体等が緊密に連携・協力して対応を進めることが、問題の早期かつ根本的解決につながるものと考えております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 網羅的かつ計画的な検査及び確実な指導について

県が化製場の設置許可権者として、当該化製場の全施設及び設備を網羅的に検査するとともに、化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）及び県化製場条例に基づく構造設備（ハード）及び維持管理（ソフト）の不適合箇所について、環境生活部及び農林水産部が連携し、排出者等の協力を得ながら具体的かつ実効性のある指導を確実に実施すること。

2 県民保護の観点から県化製場条例の速やかな改正について

昭和 23 年に「化製場法」が制定され、その後も化製場などによる悪臭が社会問題となり、このことに対応するために昭和 46 年に都道府県知事の権限として「悪臭防止法」が制定された。当該化製場が昭和 48 年に操業開始していることを踏まえると、当市において悪臭問題が継続している約 50 年のうち、平成 12 年に悪臭防止法の一部改正により市町村長の権限とされるまでのおおよそ 27 年間は岩手県において当該化製場への悪臭指導がなされてきたものであり、平成 5 年に花巻市悪臭公害防止条例（以下「市条例」という。）を制定してから 7 年間は、悪臭防止法を所管する岩手県と、市条例を所管する花巻市がそれぞれ指導してきた。

一方、県化製場条例は、昭和 58 年の化製場法の一部改正により、政令により定められていたものが都道府県条例で定めることとされ、全国の都道府県が同時期に制定しており、岩手県においても昭和 59 年に制定されている。当該化製場の悪臭苦情は、昭和 53 年に岩手県から魚介類を含むへい獣（現死亡獣畜）処理業の許可を得て事業を拡大後、急激に増加したことを踏まえれば、

昭和 59 年の県化製場条例の制定にあたって、他の都道府県が規定しているような臭気対策の重要性が高まっていたにもかかわらず、制定時から現在に至るまで、県化製場条例には臭気対策について規定されていない。

このような経緯から、本来であれば、県化製場条例の制定時に規定する必要がある、かつ、規定が可能であった臭気対策について、他の都道府県では「構造設備」や「維持管理」の両方又はいずれかに規定しており、いずれにも臭気対策に関して規定していないのは岩手県のみとなっている。

この状況にあって、岩手県では、県化製場条例とは別に化製場の設置等に関する指導要綱及び同要綱実施要領を定め、他の都道府県が条例で規定しているような化製場の構造設備や維持管理等について規定しているが、要綱や要領による指導は、相手方の任意の協力のもと行われる行政指導であることから、遵守していない場合であっても、他の都道府県のように強制力をもって指導することはできない。

岩手県では、県化製場条例を改正できない理由として、「特定の事業者を想定した規制に当たり、違法性を有する可能性があること」、「外部に排出される悪臭の具体的な数値を設けることができないこと」を挙げているが、そもそも、化製場法は「構造設備の基準」及び「衛生上必要な措置」を定めることを都道府県条例に委任し、その補完や運用を各都道府県に委ねており、実際、岩手県を除く 46 都道府県が条例に規定しているところである。また、県化製場条例において、具体的な数値基準を設ける必要はなく、多くの都道府県のように「脱臭装置を備えること」「外部へ漏れにくい構造とすること」「原料は腐敗しない方法で保管すること」等といった規定を設けていただくことで一定の効果が得られるものと考えている。

よって、悪臭による被害から県民を守るという県民保護の観点から、他の都道府県が規定しているように化製場の設置者に対して臭気対策や衛生上必要な措置を義務付けられる規定を設け、県の権限を確実に行使し、臭気処理についても必要な指導ができるよう、県化製場条例を速やかに改正すること。

3 県が主導し、化製場の移転新築、大規模改修等に対する財政支援を含めた

悪臭問題の解決策を速やかに検討し、県民を保護するための対策を講じることについて

国の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和7年4月策定）においては、「資源循環型畜産の推進」として「堆肥の資源循環」までを位置づけている一方、岩手県においては、いわて農業生産強化ビジョン（令和7年7月策定）及び岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和8年3月策定）において、「畜産副産物の適正処理」と「化製場の計画的な改修や新築の促進」について明記し、「堆肥」だけでなく、「畜産副産物」までを畜産サイクルと捉え、環境負荷の低減と安全・安心な産地づくりの取組を進めるとした。

県が本県の畜産を守る立場であり、また、本市において悪臭問題が発生した当時、化製場法及び悪臭防止法のいずれの法律も所管し、施設設置許可権者であり、かつ、悪臭指導をする立場にあったことを踏まえれば、環境生活部と農林水産部が連携しながら、財政支援を含めた悪臭問題の解決策を速やかに検討するなど、県の2つの計画を確実に実行し、50年にわたり悪臭に苦しんできた県民を保護するための対策を講じること。併せて、国に対して必要な対策を講じるための財政支援について働きかけを行うこと。

4 関係者による協議の場の設置について

令和6年度から実施している関係機関連絡会議に加え、企業の社会的責任の観点から、生産者や排出事業者などの受益者を含む関係機関・団体等との協議の場を設け、それぞれの立場での率直な意見交換・情報共有を定期的に行い、悪臭問題の早期解決に向けた対策を検討すること。

5 長期的解決として移転新築等を検討し実施することについて

長期的かつ完全な解決策として、県が主導して当該化製場の移転新築を含む抜本的な対策を検討し実行すること。また、検討に当たっては、生活環境への影響評価を行い、地域住民との十分な協議を行うこと。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111 (423) 農林部農政課 0198-24-2111 (75-296)

重点項目

2 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について

【環境生活部】

新興製作所跡地である花巻市城内・御田屋町地内の土地について、メノアース株式会社が、株式会社新興製作所から所有権を取得後、平成 28 年から、敷地内の新興製作所建物の解体工事が施工されていたところ、同年中に工事発注者であるメノアース株式会社と解体工事受注事業者との間において工事請負契約に関する係争が発生し、以降の解体工事が中断され、コンクリートのがれき類等が適正に処理される見込みが低いまま 9 年以上残置されたままの状態となっております。

残置された解体物につきましては、令和 5 年 5 月 24 日に行われた県の説明において、解体物については廃棄物であるとの判断が示され、同年 11 月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）上の処理責任者は、解体工事受注事業者にあるとし、令和 6 年 1 月に処理責任者である解体工事受注事業者に対し文書により処理計画書を求め、指導を開始していただいたところであります。この指導に基づき、同年 3 月に解体工事受注事業者から提出された処理計画書について、県において内容が不十分として 6 月に処理計画書の再提出を求め、その後、複数回の指導が繰り返され、令和 7 年 3 月に処理計画書が再提出され、県において精査が続けられていると伺っております。

また、新興製作所跡地に残置された P C B 廃棄物のうち、高濃度 P C B 廃棄物については令和 5 年 2 月 28 日に最終処分が行われたとの報告を受けているところですが、低濃度 P C B 廃棄物がいまだに処分されることなく残置され、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）に規定される処理期限である令和 9 年 3 月 31 日が迫っている状況にあります。

新興製作所跡地に残置されている解体物や低濃度 P C B 廃棄物について、その安全性や周辺環境への影響が懸念される状況について、市議会や市政懇談会等の場において、議員や市民から一刻も早い状況の改善を求める声が上がっております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 廃棄物である残地された解体物の早急な処理について

法令上の処理責任者である解体工事受注者に対して、県において提出された処理計画書を早急に精査していただき、残置された解体物が早期に処理されるよう継続して指導するとともに、指導してもなお、改善がみられない場合は、廃棄物処理法に基づく行政代執行も視野に入れて適正に対応すること。

2 低濃度ＰＣＢ廃棄物の早急な処理について

県は、本県のＰＣＢ廃棄物を確実に適正に処理するため、毎年度「岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画」を策定し、県内の事業者等に対して、ＰＣＢ廃棄物の保管や処理について適正に実施するよう指導されていることから、保管や処理が適正に実施する者が不存在である場合については、地域住民の不安を払拭し、安全な生活環境を維持するためにも、県において、特別措置法や廃棄物処理法等の関係法令に基づく対応を適切に行うこと。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111 (423)

3 有害鳥獣被害対策の強化について

【環境生活部・農林水産部・県土整備部・教育委員会事務局】

岩手県内では、ニホンジカ及びイノシシについては、生息域が拡大し、市内農作物への被害が増加傾向にあり、また、ツキノワグマによる被害は令和7年度において39件、40名の人身被害が発生しており、特に9月から11月にかけては連日にわたりクマの出没があり、中には死亡に至る痛ましい被害も発生するなど、住民の生命、財産、生活への影響の懸念が殊に高まっております。

県内各市では、様々な対策を進めているものの、市町村職員は、専門的知識が乏しくその対応には限界があり、対応に苦慮している現状であります。

また、令和7年9月1日から施行されている緊急銃猟制度の運用に当たっては、住民及び捕獲従事者の安全を最優先しつつ、円滑に捕獲を実施できる体制構築が不可欠であります。専門的知見や技術、従事者の実施訓練、人材確保など、様々な課題を抱えており、円滑な制度運用を図る上で障壁となっております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算の確保及び単価引上げについて

ニホンジカ及びイノシシについては、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っていることから、鳥獣被害防止総合対策に十分な予算を確保するとともに、捕獲従事者の意欲向上のために当該交付金の基本単価の引上げについて国に要請すること。

2 ツキノワグマによる被害防止対策について

近年、ツキノワグマの分布が拡大することで、市街地への出没や人身被害が発生するなど、人とのあつれきが深刻化している。さらに、ツキノワグマの分布が拡大する地域では、個体数の更なる増加が予測され、人の生活圏での人身被害が増加する懸念がある。このような状況を受けて、環境省は、

令和6年4月16日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」を改正し、絶滅のおそれがある四国の個体群を除き、クマ類を「指定管理鳥獣」に指定した。この制度に基づき、都道府県は、捕獲等事業の内容を具体的にまとめた「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定し、その計画に沿って捕獲等事業を実施することとされている。

- (1) 県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、実効的な捕獲体制を早急に構築し、適正な個体数管理を実施すること。
- (2) 指定鳥獣に指定されたツキノワグマについて、被害対策に活用するため、市における生息数や生息域を把握したいことから、県において、早急に県内の生息数や生息域の実態について精密な調査を実施し、その結果を公表すること。また、市町村が主体となり個体数調査を実施する場合についても、専門家の派遣等による人的支援や調査費用等の財政的支援を行うこと。
- (3) ツキノワグマの適正な個体数管理のため、人の生活圏への出没や人身被害の発生状況を踏まえ、県が定めているツキノワグマの適切な捕獲数を設定すること。
- (4) 令和6年度、当市と岩手大学が連携し、市内太田地区において「ヘア・トラップ法」によりツキノワグマの生息頭数調査を実施したところ、令和6年6月から11月までの期間で、当該地区に30頭以上の別なクマの出没が確認され、岩手大学農学部森林科学科山内貴義准教授から、この出没頭数の多さが市街地出没に影響している可能性があるとの見解が示されたことから、当該地区を含め、ツキノワグマの生息数が多いと推測される地区において、ツキノワグマの出没状況の把握や被害対策の効果の検証のために長期的なモニタリング調査を実施すること。
- (5) ツキノワグマ等の獣類が人の生活圏に寄り付きにくい環境を整備する

ため、県管理河川がツキノワグマの移動経路となり得ることから、木竹伐採ややぶ刈り払い等の対策を早急に実施すること。

(6) ツキノワグマによる被害が深刻化しているが、市町村ではクマ対策を担当する職員や生動物対応の専門スタッフや獣害対策のノウハウを持つ人材が不足していることから、自治体職員として行政業務を行いつつ、狩猟免許等の資格を持ち、実際にクマの捕獲等対策にあたる専門人材を育成し、県から市町村へ派遣するなど、クマ対策を担う人材確保を図ることについて国に要請すること。

(7) 人の生活圏にツキノワグマが出没する頻度が大幅に増加していることから、人身被害の対策強化として市民をはじめ教育・保育施設や交通指導員等が購入するクマ追い払いスプレー、盾等の自衛用物品購入に対し支援することについて国に要請すること。

(8) 学校職員・教員の人数は限られ、登下校や校外活動中に全ての児童生徒を即座に安全確保できないことから、小中学校周辺にツキノワグマが出没した際、児童生徒の安全を確保するためスクールタクシーやスクールバスを運行し送迎を行った場合の経費に対し支援することについて国に要請すること。

担当課：農林部農村林務課 0198-24-2111 (75-277)

4 農林業・農村政策の対応について

【農林水産部】

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足のほか、世界情勢の変化に伴う農業資材の価格高騰などの課題を抱え、厳しい状況が続いています。

このような中においては、農業者が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域を維持発展させるための取組が重要です。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

「水田活用の直接支払交付金」について、これまでの水田を対象とする仕組みから作物ごとの生産性向上を支援する仕組みに転換し、令和9年度以降の水張りは求めないこと、また、令和7年度、令和8年度においては、地力維持のための堆肥投入や病害予防のための薬剤防止等による連作障害を避けるための取組をいずれかの年に一度取り組むことで交付対象水田として認められることが国から示されたが、詳細については現時点で明らかになっていないことから、以下のとおりとしていただきたい。

(1) 小麦や大豆、飼料作物、飼料用米等への支援について、主食用米の生産と遜色のない所得を確保できるような交付金単価とすることを国に要請すること。

(2) 畑地化に伴い農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等については、国による支援が行われているが、施設の耐用年数経過後に支払うべき賦課金は、地区除外決済金の計算の対象とされていないことから、耐用年数経過後、残った組合員の負担を増やす必要が出てくる。この場合、土地改良区において実際は残った組合員に転嫁することができず、土地改良区が

負担せざるを得ないことも多い現状にあることから、農業者の減少が見込まれる中、営農を継続する農業者や土地改良区の負担を増やすことなく、土地改良区が将来にわたって安定した経営ができるよう、新たに土地改良区への恒久的な支援を行うことを国に要請すること。

2 中山間地域等直接支払制度の維持について

中山間地域等直接支払制度は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質のかん養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農を可能とする集落機能を維持するための取組を行う財源として必要不可欠なものである。令和7年度から始まった第6期対策における制度の一部見直しについて、以下のとおりとしていただきたい。

(1) 中山間地域等直接支払制度は、取組の財源として必要不可欠であり、中山間地における営農の継続の観点からも非常に大事な活動であることから、制度の維持に加え、交付基準に基づき交付金を満額支給するための十分な予算確保を国に要請すること。

(2) 第6期対策において、制度の見直しにより、高齢者の見守り支援、送迎や買物支援など中山間地の農業を維持する集落を守っていくための活動を交付対象とした「集落機能強化加算」については、経過措置として第5期対策で取り組んでいた協定集落に限り、第6期対策において実施が認められるが、それ以外の協定集落については認めないこととなった。第6期対策において中山間地域等直接支払制度の対象となる全ての協定集落において認められることとした上で、第7期対策以降も継続措置することを国に要請すること。

3 多面的機能支払制度の予算確保について

農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものであり、これを支える多面的機能支払制度については、以下のとおりとしていただきたい。

(1) 多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、資源向上活動の農業

用水路の改修工事等の長寿命化活動について、活動組織が策定する活動計画に基づく交付金が満額交付されておらず、令和4年度以降は、交付基準の約50%となっており活動に支障を来たしていることから、多面的機能支払制度に係る十分な予算の確保を国に要請すること。

- (2) 全体的に老朽化等により農業用水路の改修・更新が必要となっている中、長寿命化活動による整備工事において、1件当たり200万円以上となる場合、事務負担の大きい長寿命化整備計画の作成が必要となるため、大規模工事の取組を断念する活動組織が多いことから、活動の推進のため、長寿命化整備計画の作成を不要とし、事務の簡便化・省力化を図ることについて併せて国に要請すること。

4 備蓄米の運用見直しと国内生産による主食用米の安定供給について

昨今の米価高騰の状況から消費者の米離れへの懸念が生じている一方で、農業者が営農意欲を失わず、持続的に主食用米生産に取り組むため、主食用米の適切な需給調整による再生産が可能な米価を実現する取組が必要となっていることから、以下のとおりとしていただきたい。

- (1) 備蓄米の市場流通量や価格の安定化を図るため、状況に応じた放出により需給調整が可能となるよう、国による買入数量の拡充を国に要請すること。
- (2) 主食用米の生産量や民間在庫量、需要量など国内での需給状況を的確に把握した上で、米価の乱高下を防ぎ、生産者が営農意欲を失わず継続的に生産に取り組むことができるよう適正な生産目安を設定する仕組みを維持することを国に要請すること。
- (3) 海外からの米の輸入拡大は行わないことを国に要請すること。

5 農地法制の見直しについて

一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用

を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドラインが令和7年6月27日に改正された。

その内容を見ると、昨年度から当市が要望してきた事項のうち、確保すべき農用地面積に関する目標数値の算定根拠については、国からの説明資料により示され、農用地区域内農地の面積の変動が生じた場合に都道府県の判断において面積目標の数値の変更を可能とすることについては、ガイドラインに明記されたところである。

しかしながら、代替農地が確保できない市町村における代替農地の確保を必須要件としないこと等の事項については、ガイドラインに明記されていないことから、「新たな農地の農用地区域への編入」が不可能なことや、「農用地の造成」及び「荒廃農地の解消」については、農業従事者が年々減少し、農用地区域内の農地においても低未利用農地が増加している状況において、非常に困難であると考えられることから、除外した分の代替農地を實際上確保できない市町村においては、代替農地の確保を必須要件としないよう次回のガイドラインの修正等について国に要請すること。

6 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について

農地中間管理機構が借り受け、受け手（借受者）が見つからない農地については、契約を解除することとなっているが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については、受け手（借受者）の確保が難しく、流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国に要請するとともに、県独自の支援策を創設すること。

7 農業後継者不足の解消に向けた支援について

農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保がますます重要になっている。しかし、新たに農業を志す人が農地や住宅を確保することが難しいことや、農業機械等の購入資金の調達が支障となっていることから、就農しやすい施策や就農後も安心して農業経営を続けられる施策の充実を図るよう国に要請するとともに、親元就農に対する県独自の支援策を創

設すること。

8 農業農村整備事業の推進について

高齢化や過疎化の進行が深刻化する中、営農を持続していくためには、農地の区画拡大による農作業効率の向上や土壌改良、担い手への更なる農地の集積・集約化を進める必要があることから、基盤整備を推進することで課題の解消に向け取り組んでいる。

当市における農業農村整備事業の主事業であるほ場整備事業の実施地区は、実施地区が10地区、事業採択に向けた計画調査地区が7地区となっているほか、新規採択の申請を令和8年度に1地区で行う予定としている。さらに、市内には、ほ場整備事業の実施を希望し、事業実施の合意形成を進めている地区が多数ある。

ほ場整備事業は、営農を持続して行うために必要な事業であることから、工事実施地区における計画的な事業の推進及びほ場整備事業の実施に向け計画調査を行っている地区の確実な新規採択のため、農業農村整備事業における十分な予算の確保について国に要請すること。

9 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」により、農業用ため池の所有者による届出制度が始まり、届け出されたため池が県により防災重点農業用ため池に指定された場合は、市町村は、そのため池のハザードマップを作成し、住民に周知することが求められている。

今後においても、届け出されたため池が防災重点農業用ため池に指定され、ハザードマップの作成が必要となることが見込まれる。

防災重点ため池の防災工事推進特別措置法に基づき、令和12年度までの期間内においては、ハザードマップの作成費用に対し、国が定額補助を行うこととなっているが、特措法期間内に必要なハザードマップ作成ができるよう、十分な予算の確保を国に要請すること。

10 森林整備事業への支援について

当市では、森林の適切な管理を図っていくため、森林資源の把握・解析による森林情報管理、森林経営の集約化を進め、森林の保全、木材活用の推進に取り組んでいるが、市が実施する森林整備事業については、森林環境譲与税を活用することができないため、市有林の整備については、国の事業を活用し実施している。近年、特に保育間伐等、育成に関する施業の予算が減額されていることから、市有林の保全管理、将来的な資源量の確保を図るため、保育間伐及び除伐に係る十分な予算の確保について国に要請すること。

担当課：農林部農政課 0198-24-2111 (75-293)

農林部農村林務課 0198-24-2111 (75-277)

5 周産期医療の確保について

【保健福祉部】

県立中部病院は、当市を含む「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の地域周産期母子医療センターとして、県南地域の周産期医療を支えている重要な医療機関です。

しかしながら、産科医師、小児科医師、助産師、看護師が全国的に不足している中であって、県内医療機関においても医師等の確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しています。

当市では、独自の対策として、産科医師や助産師・看護師の確保に取り組む市内の産科医療機関を支援しておりますが、依然として医師等の絶対数が不足している中においては、確保が難しい状況です。

このような状況において、県立中部病院の産科医師体制は、令和6年度の5名体制から令和8年度は2名減の3名体制となっており、令和6年度と同様の分べん受入れや手術の対応が難しい状況が続いています。

また、出産における新生児の安全を確保する観点から、小児科医や小児科医療分野の認定看護師等の医療従事者の充実配置により、妊産婦及び新生児に対する医療機能を早期に充実させることが重要です。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 周産期医療従事者の確保等の施策を講じるよう国に要請することについて

医師・医療スタッフの不足が顕著である「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏を含む県内において、産科医師、小児科医師及び助産師をはじめとする周産期医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに、医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国に要請すること。

2 県立中部病院の周産期医療体制の充実について

県立中部病院の産科医師 5 名体制を早期に回復し、令和 6 年度と同様の出

産対応ができるようにするとともに、小児科医師の増員や小児科医療分野の認定看護師等の医療従事者の充実配置による、周産期医療体制の充実を確実に進めること。

担当課：健康こども部地域医療対策課 0198-24-2111 (71-305)

6 【共同要望】 県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について

【保健福祉部】

岩手県保健医療計画において定められているとおり、周産期医療体制においては各医療機関が妊娠のリスクに応じて医療機能を分担し、適切に提供できる体制を確保・維持することが必要です。

県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24 時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児の受入れのほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めておりますが、この人員配置を維持することにより病院経営に大きな負担が生じています。

また、今後分べん数の減少に伴い、必要となる医療体制が変化していく中で妊産婦及び新生児に安心・安全な周産期医療を提供するためには、医師等の人員を確実に確保していくとともに、地域周産期母子医療センターの機能を適切に維持できるよう財政負担を軽減する必要があるものと考えます。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 地域周産期母子医療センターの人員体制への支援について

県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう、医師の配置を含めた人員体制の確保について支援すること。

2 地域周産期母子医療センターの機能の維持に向けた財政支援の充実を国に要請することについて

地域周産期母子医療センターの機能を維持するため、補助金の拡充を国に要請すること。

（共同要望市町村：北上市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町）

担当課：健康こども部地域医療対策課 0198-24-2111 (71-305)

7 産業用地等の整備における農用地区域からの除外に係る要件緩和について

【農林水産部】

県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでいるほか、物流産業における「2024 年問題」への対応に向けた倉庫機能を兼ねた中継施設等の需要の増大による、新たな企業等の市内への誘導が好機を迎えておりますが、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業用地・産業団地（以下「産業用地等」という。）の確保が必要となります。

産業用地等の整備の推進に当たり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内の農用地区域が含まれる場合、当該地を農業振興地域内の農用地区域から除外して、農業振興地域内の農用地区域外（白地）とし、更に都市計画法における用途地域の指定を行う場合は、「都市と農林漁業との調整措置」に基づき、農業振興地域の区域変更協議を県と行う必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の 2 点のいずれかを満たしていることが必要になると認識しております。

(1) 土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区内の土地、優良田園住宅設計計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等であること。

(2) (1) 以外で除外の必要が生じた場合は、次の要件を全て満たすこと。

ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

イ 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

ウ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支

障を及ぼすおそれがないこと。

オ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

カ 土地改良事業完了の翌年度から 8 年を経過しているものであること。

当市では令和 7 年度に国営かんがい排水事業「豊沢川地区」において、用水の取水源である最上流のダム改修が完了したことにより、本事業による受益地について、令和 8 年度から 8 年間は、原則、農用地区域から除外できないこととなっております。また、「地域未来投資促進法」や「農村産業法」を活用する場合は、面的整備を実施した農用地区域を除き、上記の要件を満たさなくても、農用地区域からの除外は可能であるものの、「地域未来投資促進法」に基づく土地利用調整計画や地域経済牽引事業計画、「農村産業法」に基づく実施計画等の策定等の手続に相当の時間を要することから、企業ニーズに対するタイムリーな産業用地等の確保が難しい状況であり、産業団地等の整備に多大な影響を及ぼすものであります。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 土地改良事業完了の翌年度から 8 年経過に関する要件緩和について

「地域未来投資促進法」や「農村産業法」を活用しない産業用地等の整備においても、立地企業や具体的な事業計画の見通しがある場合には、企業の施設を迅速に計画・整備するため、土地改良事業完了の翌年度から 8 年経過の要件について緩和するよう、引き続き国に要請すること。

担当課：商工観光部商工労政課 0198-24-2111 (398)

8 花巻第二工業団地内未分譲用地の地質調査の実施について

【商工労働観光部】

当市の西部に位置する花巻第二工業団地につきましては、岩手県土地開発公社において平成10年度に整備を完了しましたが、現時点で未分譲用地は3区画あり、その面積は法面を含み約6.7haとなっております。

この未分譲用地3区画につきましては、岩手県土地開発公社のほか、県及び当市においても企業誘致活動を行っておりますが、いまだ契約・分譲までには至っていない状況となっております。

これまで、当市が企業誘致のために交渉してまいりました複数の業種及び事業者からは、未分譲用地の法面が大きいことや地耐力不足について指摘を受けてきたことから、当市では、早期に分譲するため、花巻第二工業団地内の未分譲用地に限り、令和3年度に用地取得費に対する補助率を従来の10分の1又は10分の2から10分の5に引き上げ、更に令和6年度には、地盤改良に要する経費に対して補助率2分の1以内、上限2億5千万円の市単独補助金を新設したところですが、それでもなお地盤改良費が過大となることから、取得を断念された事業者が複数あったところです。

また、立地を検討した事業者自らが実施したボーリング地質調査結果によりますと、比較的軟弱な地盤が20m以上続く箇所もあり、現在の地耐力不足・軟弱土質の地盤では、市単独補助金による地盤改良費用の支援だけでは製造装置の設置を伴う製造業や、大規模倉庫を併設する運輸業者等、誘致の可能性が高いと考えられる企業の誘致は、困難な状況にあります。

このことから、今後の企業誘致活動においては、相手方に必要な説明責任を果たす上でも、未分譲用地の詳細な地耐力・土質のデータが必要であると認識しております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 地質調査の実施及び地盤改良工事費用に対する支援策について

(1) 岩手県土地開発公社に対し、未分譲用地3区画において、工場等の建築

上必要と想定される箇所数のボーリング地質調査を実施し、その調査結果を開示するよう要請すること。

- (2) 立地事業者が建設を予定する建築物及び設備に基づく必要な地盤改良工事費用に対し、支援策を講じるよう岩手県土地開発公社及び県において検討すること。

担当課：商工観光部商工労政課 0198-24-2111 (398)

9 「いわて花巻空港」の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について

【ふるさと振興部】

令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行を受け、「いわて花巻空港」では休航していた国際線のうち、台北線が令和5年5月10日に運航を再開したものの、上海線については現在も運休が続いており、コロナ禍で大幅に減少した利用者数は、国内旅行者の減少もあり現在も回復途上にあります。

国では、令和8年3月27日に閣議決定した「観光立国推進基本計画」において、訪日外国人観光客数の目標を令和12年までに6,000万人と掲げている中、令和7年の訪日外国人観光客数が前年から581万人増加の4,268万人と過去最高を更新し、今後も多くの訪日外国人観光客が見込まれる状況を踏まえ、と、「いわて花巻空港」をはじめとする地方空港のさらなる利用促進が重要であります。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 国内路線網の拡充について

(1) コロナ禍前と比較して減便となっている札幌線、名古屋線の早期復便及び期間限定運航となっている神戸線の早期復便・通年運航に取り組むこと。
併せて、これらの路線のほか、「いわて花巻空港」を発着する全ての国内線に対し、重点的な利用促進策を展開すること。

(2) 過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港と「いわて花巻空港」との直行便の復活に取り組むこと。

2 国際定期便の就航促進について

(1) 令和5年5月に運航再開となった台北線、令和7年1月から2月の期間限定ながら運航再開された上海線のほか、アジア諸国からのチャーター便の誘致や定期便就航に向けた県の取組を今後も継続すること。

(2) 新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等のゲートウェイとなる空港や国際チャーター便の拡大を目指す空港への国際便の更なる拡充と、これらの空港から地方空港へのスムーズな国内線乗継を促進させるための施策を講じるよう国に要請すること。

(3) 「いわて花巻空港」をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便の更なる誘致促進について国に要請すること。

担当課：商工観光部観光課 0198-24-2111 (412)

10 JR釜石線の存続に対する取組について

【ふるさと振興部】

国は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を令和5年10月1日に施行し、経営状況が厳しいローカル鉄道について、当面、早急な改善が求められる1キロ当たりの1日平均通過人員が「1,000人未満」の区間を中心に、国が関与することが特に必要と認められる場合には、沿線自治体や鉄道事業者の要請に基づき、国が県や沿線自治体、鉄道事業者などで構成される「再構築協議会」を組織し、利便性確保を通じた鉄道輸送の維持・活性化や、路線バス等の他の交通モードへの転換などを定める「再構築方針」を作成し、交通手段の再構築を図るとされたところであります。

JR釜石線は、釜石市から遠野市を経て本市東和地域の各駅と新花巻駅、花巻駅をつなぐ路線であり、通勤や通学など地域住民の生活路線として利用されているほか、県外からの観光客やビジネス客が利用する新幹線駅である新花巻駅と接続している重要な路線となっております。また、花巻市と釜石市を結ぶだけではなく、三陸鉄道を通じて沿岸地域を結ぶ重要な路線であり、沿線自治体のみならず三陸全体の活性化のためにも存続させることが重要であると考えております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 ローカル鉄道存続を前提とした支援について

今後、廃線などのサービスの後退となれば、地域住民の通勤や通学が困難になることに加えて、地域の過疎化や衰退につながると懸念されることから、国やJR東日本との間で「廃線ありき」をベースとして協議を行うのではなく、便数の増加等を含む鉄道の利便性の向上に取り組み、利用者の増加を図ることも重要と考えるため、国に対し、ローカル鉄道存続を前提とした支援を要請するとともに、県においても、沿線自治体が実施する利用促進に対する補助事業の継続や取組に関する助言等、引き続き必要な支援をすること。

担当課：建設部都市政策課 0198-24-2111 (476)

1 1 広域的な公共交通の維持対策について

【ふるさと振興部】

当市では、令和 6 年 3 月に公共交通施策のマスタープランとなる花巻市地域公共交通計画を策定し、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置づけられる拠点間及び近隣自治体とを結ぶ幹線バス路線については、市民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線として位置づけ、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところであります。

一方で、モータリゼーションの拡大、高齢化及び人口減少等に伴ったバス利用者の減少や、近年の燃料費高騰、運転士不足といった状況から、路線維持に対する公的財政支援が不可欠な状況となっております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 県独自の新たな支援制度の創設について

国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」における、みなし運行回数等によるカット等の措置に対しカット分を補填する財政支援や、各自治体が主要な観光路線等を維持するために行う赤字額補填に対する財政支援など、県の新たな支援策を創設すること。

2 東日本大震災の被災市町村への特例措置の継続について

日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、国に対し、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」における東日本大震災の被災市町村への激変緩和措置の継続を要請するとともに、国に準じて実施している県単補助事業「地域バス交通支援事業費補助金」における東日本大震災の被災市町村への特例措置期間を恒久的とすること。

担当課：建設部都市政策課 0198-24-2111 (476)

1 2 予約乗合交通に係る支援について

【ふるさと振興部】

当市では、支線路線バス等が廃止となった地域や、支線路線バスが維持されている地域において点在している交通空白地域を解消するため、利用者の需要に応じて運行する予約乗合交通を導入し、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。

県におかれましては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対する支援をいただいておりますが、地域公共交通活性化推進事業費補助金による予約乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されており、既に運行を実施している予約乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。

また、地域バス交通等支援事業費補助金の人口減少対策路線確保事業では、広域バス路線からコミュニティバス、デマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象であり、支線バス路線の代替交通は、補助対象となっていないことから、今後、予約乗合交通への転換を図っていく中で財政的負担の増加が懸念されます。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 予約乗合交通運行に係る支援制度の拡充について

予約乗合交通により持続的な生活交通を維持・確保するため、支線バス路線の代替交通や既に運行を実施している予約乗合交通の車両更新費用やシステム運用費用などが活用できる支援制度となるよう、補助要件・対象経費の見直しをすること。

担当課：建設部都市政策課 0198-24-2111 (476)

1 3 「国道 4 号北上花巻道路」の早期完成について

【県土整備部】

「国道 4 号北上花巻道路」につきましては、令和 2 年度に新規事業化され、順次工事が進められており、令和 3 年 12 月には「山の神地区交差点改良」が完成するなど、地域の振興と発展のための取組が進展していることに心より感謝申し上げます。

国道 4 号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの 3.1km 区間につきましては、地域の中核医療機関である岩手県立中部病院へのアクセス道路として重要な「命を守る道路」としての役割を果たしております。

しかしながら、当該区間は、現状 2 車線のみであるため、慢性的な渋滞が発生しており、それに伴う交通事故も多い状況にあります。更には、当市で進めている「花南産業団地」の整備や、隣接する北上市での「キオクシア岩手」による半導体製造工場の稼働により、雇用の増加や関連事業の進出が見込まれていることから、交通量が今よりも更に増大することが予想されます。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 国道 4 号北上花巻道路の事業推進について

市民の命を守る医療機関へのアクセス向上、地域産業の振興、物流効率化を実現するため、慢性的渋滞や交通事故の改善を図る「国道 4 号北上花巻道路」の事業をより一層推進することを国に要請すること。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

1 4 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所の交通規制について

【岩手県警察本部】

当市では、地域産業の活性化や基幹病院である県立中部病院へのアクセス向上を目的として、花巻PAスマートインターチェンジ及び都市計画道路山の神諏訪線の整備を計画・推進し、令和6年3月に全線供用開始が実現しました。

しかし、当該路線における主要交差点では、交通規制が一時停止や注意喚起のみである箇所が多く、供用後も人身事故が頻発しております。特に県道花巻和賀線との交差点では、令和8年3月に交通死亡事故が発生しており、信号機設置が早急に必要となっています。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 都市計画道路山の神諏訪線交差点4か所への信号機及び横断歩道の設置について

各交差点での交通が錯そうしていることから、信号機と横断歩道を設置すること。

2 県道花巻和賀線交差点への信号機設置について

令和8年3月に交通死亡事故が発生した県道花巻和賀線交差点に信号機を設置すること。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

1 5 主要地方道の整備について

【県土整備部】

主要地方道花巻大曲線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部をつなぐ広域的な重要路線として、地域産業・経済の活性化や観光促進に寄与する役割を担うほか、西和賀町と花巻市を最短距離で結び、西和賀町民の花巻市内病院への通院路線として活用されるなど、住民生活においても重要な道路です。しかしながら、幅員の狭隘箇所が存在し、特に冬期間は通行止めとなることから、近隣住民の安定した交通利便性が十分に確保されていない状況です。さらに、代替道路である国道 107 号においても過去の大規模土砂崩落や変状による通行規制が繰り返されており、二重の交通リスクが存在していると言えます。また、過去に土砂崩落により長期の通行止めを余儀なくされた例があり、狭隘区間における防災対策と通年通行の確保が急務となっています。

主要地方道北上東和線は、岩手県立中部病院へのアクセス路線として、東和地域からの救急搬送など重要な役割を果たしているとともに、北上市方面の勤務先や買物等の利用先として生活圏に位置し、一般道を利用する通行が多い状況です。その一方で猿ヶ石川沿いは急カーブが連続し、更にその先の北上市側では急勾配や急カーブが連続していて、大型車のすれ違いに支障となっているため、改良整備が必要と考えています。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 主要地方道花巻大曲線狭隘区間の早期事業着手について

川舟地区及び豊沢地区（豊沢ダム側）における狭隘区間の整備を早急に事業化し、通年通行を確保すること。併せて、国道 107 号とのダブルネットワーク構築の観点から、防災・減災に資する対策を推進すること。

2 主要地方道北上東和線の改良整備促進について

猿ヶ石川沿いの線形不良や急カーブなどの屈曲箇所について、改良整備を進めること。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

東和総合支所地域振興課 0198-42-2111 (341)

1 6 一般県道の整備促進について

【県土整備部】

一般県道である花巻田瀬線、石鳥谷大迫線、花巻停車場花巻温泉郷線及び下宮守田瀬線は、地域住民の日常生活や観光・経済活動を支える重要な路線ですが、安全性や利便性の面で以下の課題があります。

花巻田瀬線の谷内峠付近は、曲折や急勾配など、いまだ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年開催される各種イベントや全国規模のローイング大会時において、観光やレジャーでの通行量が増加します。

石鳥谷大迫線では歩道が未整備であるため、通勤通学時間帯に増加する車両との接触リスクに直面している状況です。近隣には保育園や学校があることから、歩行者の安全確保が重要な課題となっています。

花巻停車場花巻温泉郷線は、花巻駅を起点とし、台温泉に至る延長約 10 km の道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。台温泉の利用者は、宿泊客、日帰り客を合わせて年間約 70,000 人にもなるほか、台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路がないことから、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。しかしながら、本路線は、急しゅんな自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあるため、集中豪雨などが発生した場合、道路が寸断され、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されます。災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備することが必要です。

下宮守田瀬線における田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。こうした中、岩手県においては、令和 6 年度に「田瀬工区」として事業化し、令和 7 年度は「一般県道下宮守田瀬線田瀬地区地質調査道路設計業務委託」により地質調査と道路設計を行うなど 1.5 車線の道路整備に着手していただいたところではありますが、道路利用者の安全確保のためには、更な

る改良整備の促進が必要です。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 一般県道花巻田瀬線の改良整備促進について

谷内峠付近における曲折や急勾配区間について、早急に整備を行い、道路利用者の安全性を確保すること。

2 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備促進について

沿線の歩行者安全対策として、早急に歩道の整備に着手すること。特に通勤通学時間帯の利用を考慮し、安全性の確保を図ること。

3 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について

災害時の孤立化を防ぐ広域道路ネットワーク構築のため、主要地方道花巻大曲線まで延伸整備を行うこと。

4 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について

田瀬ダム堰堤から西側約 600mと東側 1,300mの改良整備を確実に実行すること。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

大迫総合支所地域振興課 0198-48-2111 (150)

石鳥谷総合支所地域振興課 0198-45-2111 (245)

東和総合支所地域振興課 0198-42-2111 (341)

1 7 自転車専用道路の整備促進について

【県土整備部】

遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの未整備区間（3.3 km）の整備は、自転車活用促進の観点から重要な課題となっております。この区間は、「岩手県広域サイクリングルート」の「いわて歴史遺産探訪ルート」に登録されており、観光振興や地域間交流の促進に寄与する路線です。

しかしながら、当該区間の整備が未完了であるため、安全かつ快適な自転車走行が制限されている現状があります。具体的には、遠野市宮守町分（2.5km）及び花巻市東和町分（0.8km）の未整備区間について、自転車専用道路がないため、サイクリングルート全体の魅力が低下しており、観光客誘致や地域活性化の阻害要因となっています。

これらの課題に対応し、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく道路整備を早急に進めることにより、利用者にとって安心して魅力的な走行環境が確保され、観光振興や地域活性化に寄与するものと期待されます。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 未整備区間の早期整備再開について

遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの未整備区間（3.3km）について、速やかに自転車専用道路の整備を再開し、安全で快適な自転車走行環境を実現すること。

2 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく整備推進について

自転車専用道路が整備されるまで、「岩手県広域サイクリングルート」に該当する県管理道路において、ガイドラインに準じた整備を進め、利用者の安全と利便性を高めること。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111（492）

東和総合支所地域振興課 0198-42-2111（341）

1 8 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について

【県土整備部】

平成 14 年 7 月、平成 19 年 9 月の大雨による洪水では住宅などの床上・床下浸水のほか、農地の冠水など甚大な被害が発生しておりますが、これまでに北上川右岸の石鳥谷地区の堤防や八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における河川改修事業が着実に推進されております。

また、昨年 11 月に北上川で、本年 3 月には豊沢橋付近の豊沢川で樹木伐採等を実施していただきました。

これら河川事業を市内で進めていただいたことに深く感謝申し上げますとともに、国に対し、積極的に働きかけいただいたことに対しても深く敬意を表する次第です。

市といたしましては、北上川水系流域治水プロジェクト 2.0（令和 6 年 3 月公表）に基づき、流域のあらゆる関係者と一体となり、流出抑制対策や被害軽減対策、治水と環境の両立を図るためのグリーンインフラの取組を行うとともに、流域治水対策等の支援事業を活用した避難所へ向かう避難路の整備を実施しております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 北上川水系河川整備計画の着実な実行について

市民の生命と財産を守るため、北上川水系河川整備計画（令和 8 年 7 月変更）において、当市で整備を予定している事業が着実に実施されるよう国に要請すること。

2 適切な河川管理の一層の推進について

河川区域内における樹木伐採や堆積土砂撤去及び河川掘削土を再利用した農地冠水被害軽減対策などの適切な河川管理を図るよう国に要請すること。

3 防災・減災対策と国土強じん化の推進について

防災・減災、国土強じん化のための施策をより一層推進するとともに、当市が実施する事業に対して交付金事業等による支援が図られるよう国に要請すること。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111	(492)
石鳥谷総合支所地域振興課	0198-45-2111	(245)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111	(341)

1 9 県管理河川の改修整備促進について

【県土整備部】

日頃より河川管理や災害対策に格別のご尽力を賜っている県の皆様に心より感謝申し上げます。令和7年度までに後川や枇杷沢川において、樹木伐採や河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝いたします。

近年の台風や豪雨激甚化によって、床上・床下浸水、農地冠水などのリスクが高まっており、地域住民は、自然災害に対する不安を強く抱えております。災害対策として河川改修の必要性が高まる中で、築堤工事や護岸整備などの中長期的施策に加え、樹木伐採や河道掘削といった地域の実情に即した緊急対策も重要であると考えております。

また、近年は熊の出没による生活被害や住民不安が大きな課題となっております。県が令和7年に策定した「ツキノワグマ対策基本方針」を踏まえ、河道掘削や支障木伐採を行う際には、単に河川機能の回復を図るだけではなく、クマの出没防止にも資するよう河川敷周辺の藪の刈り払い等を実施し、クマの生息環境や通行経路を把握した上での効果的な対策が必要と考えております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 滝川の河川改修整備の早期着手について

一級河川滝川の毒沢川合流部からの約 1.1 km は河川改修が終了しているものの、上流部の 1.7 km 区間は未改修のため、早急に計画へ掲載し、事業着手を進めること。

2 県管理河川における河道内の樹木伐採、草木の刈り払い及び河道掘削について

県管理河川における豊沢川や瀬川等の樹木が生い茂っている箇所の継続的な河道内の樹木伐採や河川掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消すること。

また、岩手県「ツキノワグマ対策基本方針」を踏まえ、クマの出没防止に

も資するよう、昨年度において市が実施した豊沢川、瀬川及び薬師堂川の一部区間における河川敷の刈り払いをはじめ、その他管理河川及びその周辺の藪や草木の刈り払い等、ツキノワグマによる被害防止策を講じること。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

農林部農村林務課 0198-23-1400 (75-285)

東和総合支所地域振興課 0198-42-2111 (341)

20 65 歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について

【保健福祉部】

改正障害者総合支援法の施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成 30 年 4 月 1 日に改正され、65 歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組み（新高額障害福祉サービス等給付費）が創設されましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。

- (1) 65 歳前の 5 年間、継続して特定の障がい福祉サービスを利用した者
- (2) 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用した者
- (3) 障がい支援区分 2 以上であった者
- (4) 非課税世帯・生活保護世帯であった者
- (5) 65 歳前に介護保険サービスを利用していない者

しかし、上記要件を全て満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が困難となっています。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 65 歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について

65 歳前の 5 年間について、障がい福祉サービスを利用していたとしても、施設入所等を理由としてサービスの中断があった場合には、要件（1）の「継続」に該当せず、本制度の対象外となることから、要件（1）を緩和することで本制度の対象者を拡大し、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行が円滑に行われるよう国に要請すること。

担当課：福祉部障がい福祉課 0198-24-2111 (584)

2 1 地域生活支援拠点等の持続的な運営のための財政支援について

【保健福祉部】

障害者総合支援法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」の整備が市町村の努力義務となり、その機能の充実のためコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上運用状況の検証及び検討をすることとされたところです。

しかし、令和 7 年 4 月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は全国自治体数 1,741 市町村に対し 1,292 市町村であり、その整備率は 74.2%と未整備の市町村がある状況にあります。

この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因としてあるものと考えます。

当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和 4 年 3 月から事業を開始しており、令和 8 年度における当市の地域生活支援拠点等に係る予算措置は、36,444 千円であり、運営経費のほとんどが市の一般財源等となっています。

地域生活支援拠点等の整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の地域生活支援事業の「地域生活支援拠点等・ネットワーク推進事業」の活用が可能となっていますが、対象事業は「体験利用等居室確保事業」、「専門的人材の確保・育成等」及び「拠点コーディネート事業」に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受入に係る経費や管理運営のためのシステム経費等は補助対象になっていません。また、補助額は、補助対象経費の 1/2 以内となっていますが、令和 6 年度は圧縮率 50.8%と国の予算内での交付となるため（実質、補助対象経費の 1/4 程度となっている。）、満額支給されていません。加えて、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」については、これまで基幹相談支援センターを中心として市内 8 か所の相談支援事業所との連携により

実施してきましたが、増加する相談業務に対応するために、人的経費のほか、多くの経費を投入し現在に至っている状況であり、国の支援としては、普通交付税措置がなされているとはいえ、支出が増大する現状において用意されている補助金のみでは今後の地域生活支援拠点等の持続的な運営に支障をきたすことが予想されます。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 地域生活支援事業の十分な財政措置について

今後、障がいのある方が家族等から必要な支援が受けられなくなった場合等、更に重要性が増す地域生活支援拠点等の整備促進及び持続的な運営のため、国において当該補助金を満額の支給とし、また、現在の地域生活支援事業の補助対象として、運営に係る人件費、緊急時の受入に係る経費や管理運営のためのシステム経費等を含める等、拡充するよう国に要請すること。

担当課：福祉部障がい福祉課 0198-24-2111 (593)

2 2 国民健康保険に対する財政支援について

【保健福祉部】

市町村の国民健康保険は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての住民を対象とした、我が国の国民皆保険の根幹をなす医療制度ですが、被保険者に高齢者や低所得者が多いこと、医療費水準が高いことなど構造的な課題を抱えております。

このため、持続可能な保険医療制度を構築するために、平成 30 年度より財政運営を都道府県単位化する制度改革が行われるとともに、国の財政支援も毎年約 3,400 億円に拡充され、財政基盤の強化が図られたところですが、制度が抱える構造的な課題や年々増え続ける医療費により、依然として国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 国民健康保険に対する財政支援の継続と拡充について

国民健康保険を今後も安定して存続させるために、引き続き国による財政支援の継続と更なる拡充について、国に要請すること。

担当課：福祉部国保医療課 0198-24-2111 (601)

2 3 日本語指導担当教員の配置について

【教育委員会事務局】

日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適応できない児童生徒への対応が求められております。

当市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 日本語指導担当教員の配置について

外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう人材確保体制の構築と、係る経費に対する財源を確保すること。

担当課：教育部学校教育課 0198-45-1311 (361)

2 4 部活動指導体制の環境整備について

【教育委員会事務局】

学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員は、部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。

花巻市教育委員会が令和 7 年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約 10%が部活動指導によるものであり、平成 30 年度以降、おおむね減少傾向にあるものの、依然として大きな負担となっていることから、部活動指導員の配置により、教員の負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細かな指導につながることを期待されているところです。

当市においては、国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和 2 年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の報酬、期末手当・勤勉手当及び交通費が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について

教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、地域連携の推進によるスポーツや文化の充実した部活動を担保するため、部活動指導員配置の補助制度を継続するよう国に要請すること。

担当課：教育部学校教育課 0198-45-1311 (361)

2 5 県立高等学校の再編について

【教育委員会事務局】

岩手県教育委員会において本年 4 月に策定された「第 3 期県立高等学校再編計画」では、当市に設置されている花北青雲高等学校情報工学科の令和 10 年度募集停止が盛り込まれたほか、新たに花巻農業高等学校などが対象となり得る、複数の小学科・学系を併置する学校の学科・学系の募集停止基準が明記されたところであります。

県で推計する今後の中学校卒業予定者数は、令和 17 年 3 月には、本年 3 月と比較し 3 千人近い減少が見込まれているとのことですが、令和 8 年度入試における県全体の充足率 72.4%に対し、花巻市内の県立高校 5 校の充足率は合計で 86.1%と県平均を大きく上回っている状況にあります。

また、1 学年 1 学級の学校については、入学者数が 2 年連続で 20 人以下となった場合に、原則として翌年度から募集停止とする基準が引き続き明記されています。当市に設置する大迫高等学校については、地域の方々や関係団体と連携し県外からの留学生募集や生徒への支援補助を拡充するなど、生徒確保対策に積極的に取り組んでまいりました。当該計画策定経過において、県に対し募集停止基準の見直しを要望してきたにもかかわらず、引き続き当該基準が明記されておりますが、原則にとらわれることなく、慎重な対応が必要であるものと考えます。

少子化の中にあっても、高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、地方創生への取組の推進という観点からも高等学校の存続は、必要不可欠な要素と考えます。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 県立高等学校の再編について

- (1) 花北青雲高等学校情報工学科は、工学系以外の学科の生徒との交流などを通し、幅広い学びを身につけることができる点で、特色のある工学系の学科となっており、花巻市内及び周辺市町企業からは、地元企業へ就職す

る学生を多く輩出している同学科の存続を望む声が大きいため、同学科を存続させること。

(2) 大迫高等学校は、小規模校ならではの特色ある教育活動を実施しており、市内外の生徒や県外からの留学生も一定数いる現状を踏まえ、募集停止基準を見直すとともに、実績のある「いわて留学」の合格枠について柔軟に取り扱い、引き続き1学年1学級校を維持しながら同校を存続させること。

(3) 花巻農業高等学校、花巻南高等学校並びに花北青雲高等学校など、複数の小学科、学系を併置する学校において、それぞれの地域での教育の機会を保障するため、引き続き学科や学級数を維持し、それぞれの高校の魅力を高める施策の充実に努めること。

(4) 専門高校全般において、工業、農業、商業等の地域を支える人材確保のため、地元企業が必要としているAIなどの最新技術を使いこなせる人材の育成に取り組むこと。

担当課：教育部教育企画課 0198-45-1311 (323)

大迫総合支所地域振興課 0198-48-2111 (212)

2 6 併設型中高一貫教育校の新設について

【教育委員会事務局】

平成 21 年 4 月に県立一関第一高等学校で導入された併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、6 年間にわたる一貫した取組により、毎年、難関大学や医学部医学科への進学者を輩出しているところです。本年 4 月に策定された「第 3 期県立高等学校再編計画」において、その成果や課題を踏まえ、併設型中高一貫教育の今後の在り方について検討し、取り組むとのが明記されたところであります。

花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっている一方で、市内生徒のうち一定数が盛岡市内の進学校に毎年度入学しており、通学には 1 時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど生徒と保護者に大きな負担が生じています。

既に一定の成果をあげている一関第一高等学校と同様の併設型中高一貫教育校を中部地域における J R 等の交通の要衝である当市に設置することで生徒と保護者の負担が軽減されるとともに、周辺自治体の生徒にとっても難関大学等へ進学するための選択肢の拡大が図られ、その対象は、中部地域における進学校である花巻北高等学校とすべきと考えます。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 県立の併設型中高一貫教育校の新設について

- (1) 中部地域における進学の拠点校である花巻北高等学校を併設型中高一貫教育校とし、進学を目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校からの入学者については、「別クラス型（中高一貫クラス）」の制度導入について検討すること。

- (2) 花巻北高等学校においては、本年度から多くの教員の配置が可能となり、

難関大学等の生徒の希望する進路実現を支援する進学型単位制が導入されており、併設型中高一貫教育校の設置について、第3期県立高等学校再編計画に明記するとともに、設置に向けた検討・取組を具体化すること。

担当課：教育部教育企画課 0198-45-1311 (323)

2 7 学校給食費の完全無償化について

【教育委員会事務局】

近年、物価高騰が著しく続いており、子育て世帯における経済的な負担感がより大きくなっている状況です。当市では令和 5 年度から、学校給食における食材料費の高騰が続く中であっても、保護者の学校給食費の負担を増大させないよう、地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の価格高騰分を市が負担することで、子育て世帯の経済的負担軽減を図ってまいりました。

令和 7 年 12 月 19 日、国は自由民主党、公明党及び日本維新の会の 3 党による議論を踏まえ、令和 8 年 4 月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することとし、完全給食実施校については、児童一人当たり月額 5,200 円を基準額として支援することが示されましたが、近年の食料品の価格高騰の影響を加味すると、当市の給食提供にかかる食材料費は、国の基準額では不足すると見込まれ、完全無償化するためには自治体の財政負担が生じているのが現状です。また、中学校給食の無償化については、現時点で具体的な進展が示されておりません。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 学校給食費の完全無償化について

- (1) 食材料費の高騰が続く中であっても、栄養水準の確保や地産地消を推進した給食を提供し続けるために、自治体の財政負担が生じることのないよう、持続的に適切な額の支援を行うよう国に要請すること。
- (2) 学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであることから、中学校給食の無償化についても、国の責任において必要な財源を確実に確保する仕組みを構築し、全国全ての自治体が格差なく取り組むことができるよう、早期に実現することを強く国に要請すること。

担当課：教育部学務管理課学校給食管理室 0198-45-1311 (302)
--

2 8 不妊治療の現状及び県内企業等への啓発等に関する施策検討について

【保健福祉部】

令和4年4月から不妊治療が医療保険の適用とされ、不妊治療を受けられる方々の経済的な負担が軽減されましたが、厚生労働省が令和5年度に行った「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」によると、アンケートに回答があった半数以上の企業が不妊治療を行っている従業員を把握できていない、また、不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度等がある企業は、3割未満であるとの結果が報告されています。

このように、仕事と不妊治療を両立できる環境と周囲の理解や支援は、まだまだ十分でないと認識しておりますことから、不妊治療を受けやすい環境整備を更に加速させるための取組が重要です。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 仕事と不妊治療を両立できる環境整備を進めるための県内企業等への啓発について

不妊治療に関する現状も含め、県の「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度やその認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。

2 仕事と不妊治療が両立できる新たな施策の検討・構築について

従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、仕事と不妊治療が両立できる新たな施策の検討・構築を行うこと。

担当課：健康こども部こども家庭センター 0198-24-2111 (71-420)

2 9 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について

【保健福祉部】

当市では、保護者等が安心して子育てができる環境づくりを推進するため、岩手県が行う医療費助成事業を導入の上、全ての高校生世代までの子どもや妊産婦が医療費助成の対象となるよう所得制限を撤廃したほか、就学前児童においては医療費の全額を助成するなど、市独自に子どもや妊産婦に対する医療費助成の拡充に取り組み、子育て世帯の経済的負担軽減に努めているところですが、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があります。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 国に対する「全国一律の医療費助成制度」創設の要請について

全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しているが、議論が本格化していない状況にあることから、所得や地域等に関係なく、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現を図るために、18歳到達の年度末までの全ての子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」を創設するよう国に要請すること。

2 高校生世代までの県単医療費助成事業の拡大について

当市を含めた岩手県内の全市町村では、高校生世代まで対象の拡充を進めることで、財政負担が更に大きくなっていることから、乳幼児及び小学生の一部となっている県単医療費助成事業の対象を高校生まで拡大すること。

担当課：福祉部国保医療課 0198-24-2111 (601)

3 0 保育士の処遇改善について

【保健福祉部】

当市においては、令和 6 年度までは 4 年連続で保育所等の待機児童が発生しておりましたが、令和 8 年 4 月 1 日現在、昨年に引き続き 2 年連続で待機児童ゼロとなりました。しかし、年度途中においては、育児休暇後の職場復帰に伴う入所申込みの増加などに伴い、待機児童が発生する状況となっております。これは、保育利用希望者に対する施設の利用定員数は確保されているものの、保育人材の不足により、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難な状況にあることが要因であると捉えております。

当市ではこれまで、奨学金返済者への助成、保育士の復職支援、新卒保育士に対する就職支援金貸付、家賃補助など、保育士確保に向けた各種事業に継続的に取り組んでまいりましたが、市内の私立保育施設においては、依然として必要な保育士数の採用には至っていない状況にあります。

また、保育士養成機関の関係者からは、出身地の保育施設等への就職希望がある学生が多い一方、給与水準が高く福利厚生が充実している仙台方面や関東方面の保育施設に就職される方も一定数いるとの声が寄せられており、県内の保育士の賃金が全国に比べ低い状況にある中、保育士の確保は依然として厳しい状況にあります。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 保育士の処遇改善について

保育人材不足の解消を図り、保育の質の向上につなげるため、公定価格の引上げをはじめ、特に地方の保育士定着に向けた処遇改善を行うよう、引き続き強く国に要請すること。

担当課：健康こども部こども課 0198-24-2111 (541)

3 1 県立中部病院への障がい児・者の歯科治療を行う機能の整備について

【保健福祉部】

障がい児・者の口くうケアについては、十分なセルフケアを行うことが難しいことから、むし歯や歯周病に罹患しやすく、また悪化もしやすいことから、障がい児・者の歯科治療の需要は、多いと認識しております。

障がい児・者の歯科治療については、花巻市歯科医師会会員の医師が個別に対応しておりますが、患者の心理的・身体的な特性などから対応が可能な個人歯科医院は少数であり、また、特に治療に際し強い拒絶反応を示す患者に対しては全身麻酔を要する場合がありますが、個人歯科医院では、その体制を整備することは難しく治療が困難です。

現在、全身麻酔を必要とする障がい児・者の歯科治療を行える診療科は、岩手医科大学附属病院歯科医療センター、県立磐井病院のほか、令和7年6月からは県立久慈病院も加わり県内で3箇所となっておりますが、障がい児・者とそのご家族にとって、治療を受けるために遠距離の市外の病院へ通うことは、時間的にも経済的にも負担となっております。

障がいのある患者のご家族からは、より身近なところでの治療を望む声が多く聞かれているところであり、県においては令和5年度に「イー歯トープ8020プラン」(第2次)を策定され、その中で岩手医科大学との役割分担と連携のもと、民間の歯科診療所を含め県全体として受け入れ態勢の整備に向けて取り組んでいくと伺っております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 県立中部病院への障がい児・者の歯科治療を行う機能の整備について

障がい児・者とそのご家族が歯科治療を安心して受けられるよう、岩手中部保健医療圏における基幹病院である県立中部病院に全身麻酔も可能とする障がい児・者の歯科治療を行う機能を整備すること。

担当課：健康こども部健康づくり課 0198-24-2111 (71-304)
--

3 2 【共同要望】岩手中部地域医療情報ネットワーク事業の支援について

【保健福祉部】

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められており、岩手中部医療圏においては、NPO法人が運用する岩手中部地域医療情報ネットワークシステム（以下「いわて中部ネット」という。）により、医療及び介護の情報連携を図っております。

いわて中部ネットは、地域内の医療・介護・福祉等の関係機関と地域住民が診療情報を共有する重要な役割を担っているほか、気仙・両磐の2医療圏で運用されている「未来かなえネット」と接続するなど、国が目指す全国的な保健医療情報ネットワークの基礎として持続的な運営が求められております。

しかしながら、参加施設数の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては、圏域4市町による財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少する見込みであった支援は、恒常的になる可能性があります。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 いわて中部ネットの運営に対する財政支援等について

いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行うこと。

2 いわて中部ネットが保有する情報の活用について

国では、保健・医療・介護の情報を共有するシステム「全国医療情報プラットフォーム」の構築を進めており、その動向を踏まえつつ、いわて中部ネットや同様の目的で構築された県内のネットワークが保有する情報を有効活用できる全県的な医療情報連携体制の整備を進めること。

（共同要望市町村：北上市、遠野市、西和賀町）

担当課：健康こども部地域医療対策課 0198-24-2111（71-305）
--

3 3 自然・地域との共生に向けた再生可能エネルギー事業の適正な立地誘導について

【環境生活部】

平成 24 年 7 月に固定価格買取制度（F I T 制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進み、特に太陽光発電の導入は、大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で顕在化しております。

国では、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、令和 4 年 4 月 1 日に促進区域制度の創設と促進区域から除外すべき区域を定める環境省令が施行され、一定のゾーニングが行われる状況となり、県が地球温暖化対策実行計画の改定に合わせて、令和 4 年度末に促進区域と除外すべき地域を定めることとなりました。さらに、国においては、令和 4 年度の「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」を経て、既存の関係法令等の改正や個別法の運用の厳格化や対応強化を図り、また、令和 7 年度末には大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージを示したところです。このように、再生可能エネルギーの主力電源化が進む一方で、災害や環境への影響等の課題が生じていることを踏まえ、地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大を進めるための検討を行っていますが、法による規制とはならず、抜本的な課題の解決には至っておりません。

当市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第 3 次花巻市環境基本計画」において、再生可能エネルギーへの転換に際しては、豊かで恵まれた自然環境や景観資源等に十分に配慮しながら導入を検討することを明記しているところではありますが、民家や市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣地にメガソーラーが設置されるなど、関係法令に基づいた手続や事業者から地域住民への説明は行われてはいるものの、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されております。

このような状況から、当市においても、再生可能エネルギーの利用促進につ

いては、今般の中東情勢などの国際情勢を踏まえたエネルギーの安定供給に対する不安の増大も重なり、抑制だけではなく、適正な手法による利用促進の重要性を新たに認識されているところです。

よって、無秩序な再生可能エネルギー設備の立地を防ぐとともに、自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で将来へ継承しつつ、再生可能エネルギーと共生していく必要があります。しかしながら、国において、法による規制に至っていないこと、抑制したとしても事業実施を止めることは困難であること、また、風力発電やメガソーラーなどの大規模発電事業の実施にあたっては市町村の行政域をまたぐ場合が多いことを踏まえ、地域ひ益を盛り込んだ協定締結やガイドラインから一步踏み込んだ県条例による適地誘導が必要であると考えられるものです。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する県条例の制定について

自然・地域と共生した再生可能エネルギーの利用促進を実現するため、既に青森県や宮城県で制定されている条例と同様に、岩手県全体として再生可能エネルギー設備の適正立地を誘導するゾーニングと合意形成プロセスの2つの手法を組み合わせた円滑な導入促進を図るための条例を制定すること。また、この条例の政策効果及び実効性を担保するために立地場所に応じた税率を課す仕組みの法定外税を導入すること。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111 (423)

3 4 過疎対策の積極的な推進について

【ふるさと振興部】

令和3年4月1日に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところですが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため、支援を継続して推進していくことが重要です。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充について

過疎地域において必要な事業を円滑に実施することができるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充について国に要請すること。

2 過疎対策事業債ソフト分の発行限度額の増額を行うなど十分な財源措置を講じることについて

人口減少が更に進む中において、地域コミュニティの活動推進や市民の日常的な移動及び医療機関への交通手段の確保、高齢者の生活支援や子育て支援、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であることから、過疎対策事業債ソフト分の発行限度額の増額を行うなど十分な財源措置を講じるよう国に要請すること。

担当課：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111 (212)

3 5 物価高騰対策の充実について

【ふるさと振興部】

不安定な国際情勢や円安基調の継続等によるエネルギーや食料品等の価格高騰に加え、中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰により、市民生活や価格転嫁が困難な中小事業者などの事業活動に深刻な影響が及んでいます。

国においては、これまで補正予算の計上や予備費の活用により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」をはじめとする、様々なエネルギー・食料品等の物価高騰対策を講じていただいているところです。

当市では、物価高騰の影響を受けている市民、事業者に対する支援などに全力で取り組んでおりますが、今後も予断を許さない物価高騰に対応するためには、それぞれの地域の実情に応じたきめ細やかな対策を継続する必要があると考えております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 物価高騰対策に係る財源措置について

国において引き続き必要な対策を講じるとともに、地方自治体が独自に生活者支援及び事業者支援を行えるよう、地方創生臨時交付金や特別交付税の増額などについて国に要請すること。

担当課：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111 (212)

3 6 矢沢地区義務教育学校の整備について

【教育委員会事務局】

学校施設は、児童生徒が学習、生活する場であるばかりではなく、社会教育の拠点であり、災害時には地域住民の避難所としての機能を有する重要な施設となっております。

当市の学校施設は、昭和 40 年代後半から 60 年代前半にかけて建築された施設が多く、築年数が 30 年以上の建物は全体の約 65%を占め、老朽化が進行しております。また、築年数が 40 年以上の施設は、全体の 45%を占めておりますことから、計画的かつ効率的に長寿命化を進め、時代の要請に対応した施設を整備する必要があります。

当市では、児童生徒数が年々減少している現状を受け、平成 31 年 4 月に「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、これをもとに学校教育の在り方について、地域との協議を進めてきたところであり、この協議を経て令和 5 年度に、矢沢小学校・矢沢中学校 P T A 及び地域コミュニティ団体である矢沢地域振興会の連名で、「花巻市立矢沢小学校・中学校を義務教育学校へ移行するための要望」が提出され、これを受けて市教育委員会において矢沢地区義務教育学校設立委員会を設置し、「矢沢地区義務教育学校基本構想」を策定したところであります。

本構想に基づき、矢沢地区義務教育学校の整備に向けて、築 51 年の矢沢小学校と築 47 年の矢沢中学校を統合し、矢沢中学校の統合改修（長寿命化）と不足部分の増築を行うこととし、令和 10 年 4 月開校を目指して令和 8 年度から工事に着手できるよう、昨年 9 月から実施設計に着手しており、本年 7 月に完了した後、速やかに工事着手することとしておりますが、この整備に際しては、約 58 億円もの費用が見込まれる状況となっております。

また、国の公立学校施設整備事業における交付金の算定基礎となる補助単価については、価格変動を考慮した改定が行われているものの、実際の工事に要する資材費や労務費などの経費高騰に歯止めがかからない状況のため、補助単価を基礎として算定される補助対象工事費と実勢価格に大きな乖離が生じてお

ります。

子どもたちの安全を確保し、良好な教育環境を維持するための矢沢地区義務教育学校整備を確実に実施することが重要であり、中長期的な視点のもとに老朽化が進行する他の学校施設においても、順次計画的に長寿命化を進めていくことが必要です。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金事業の確実な採択と支援について

公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金事業として、確実に採択いただくとともに要望額に対しても確実に支援するよう国に要請すること。

2 公立学校施設整備における補助単価などの財政措置の拡充について

実勢価格に即した補助単価への見直しや補助率の引上げなど公立学校施設整備に係る財政措置の拡充を図るよう国に要請すること。

担当課：教育部教育企画課 0198-45-1311 (322)

3 7 【共同要望】市道の県道昇格について

【県土整備部】

当市の「市道材木町山の神線」、「市道材木町下二枚橋線」及び北上市の「市道飯豊北線」、「飯豊赤坂線」の一部区間は、両市を結ぶ広域交通の重要な軸となる路線であり、国道 4 号の混雑緩和を担うバイパス機能や、岩手県立中部病院へのアクセス道路として救急医療を支える役割を有しております。また、沿線には花南産業団地や富士大学、卸売市場のほか、北上流通基地、北上北部産業業務団地が立地しております。更には、花巻 P A スマートインターチェンジの供用開始を契機とした企業立地促進や産業集積の強化、通勤・通学を含む人流と物流の円滑化も期待されております。

その一方で、本 4 路線は市道であり、当市と北上市側で道路管理者が異なることから、特に冬期間においては除雪出動基準が不統一であり、除雪機械や出動のタイミングにも差異があることから、降雪による交通障害が発生するという課題があります。

このように、広域的・一体的な維持管理に課題があり、広域交通網の一体的強化や既存インフラの有効活用の観点からも県が主体となった整備・管理の必要性が高まっていると考えております。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 「材木町山の神線」、「材木町下二枚橋線」、「飯豊北線」、「飯豊赤坂線」の一部区間に係る県道昇格協議について

主要地方道花巻平泉線と一般国道 107 号線を結ぶ広域交通の円滑化及び両市を一体的に結ぶ広域交通網形成に不可欠な路線として、花巻市道「材木町山の神線」、「材木町下二枚橋線」及び北上市道「飯豊北線」、「飯豊赤坂線」の一部区間（区間延長 17.2km）について、当該路線の重要性と広域的役割を鑑み、整備効果の早期発現や投資効果の最大化を図るためにも、優先度の高い路線として位置づけの上、県道への昇格について協議に応じること。

(共同要望市：北上市)

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

3 8 テレビ難視聴対策の実施について

【ふるさと振興部】

テレビ難視聴地域では、住民がテレビ共同受信施設組合（以下「組合」という。）を組織し、テレビ共同受信施設（以下「施設」という。）により、地上波テレビ放送を視聴しています。しかし、地上デジタル放送への移行から 10 年以上が経過し、組合は施設の老朽化とともに、組合員の高齢化や加入世帯の減少などの課題を抱えており、将来にわたってテレビ視聴環境を維持していくことが難しい状況になっています。

一方、近年、地上波テレビ放送を視聴する方法は多様化してきており、テレビアンテナによる従来の方法だけではなく、インターネット配信サービスを通じて視聴する方法も選択肢の一つとなっていますが、視聴できる番組は限られています。

このような中において、テレビ放送が、住民にとって日常生活に欠くことができない重要な情報インフラであることに鑑み、より持続可能な方法で、テレビ視聴環境を確保するための取組が重要です。

つきましては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

1 「ひかりTV」の県内におけるサービス提供について

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ社」という。）が首都圏や宮城県の一部などでサービス展開している「ひかりTV」は、インターネット配信サービスを通じて地方局の番組を含めた地上波・BSテレビ放送の視聴が可能なサービスであり、テレビ難視聴地域における従来のテレビ視聴方法の代替となり得ることから、県の主導のもと、県内組合の意向を踏まえた上で、「ひかりTV」を県内においてサービス開始するようドコモ社に要請すること。

担当課：総合政策部広報情報課 0198-24-2111 (254)
